

○福岡県警察個人情報管理委員会設置要綱の制定について（通達）

平成18年3月24日

福岡県警察本部内訓第4号

本部長

改正 平成18年4月27日本部内訓第12号

平成21年12月25日本部内訓第47号

平成28年2月19日本部内訓第4号

平成28年3月14日本部内訓第13号

令和4年2月18日本部内訓第8号

令和5年3月31日本部内訓第14号

この度、福岡県警察個人情報管理委員会設置要綱を次のとおり制定し、4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

第1 趣旨

この内訓は、福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成18年福岡県警察本部訓令第7号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、福岡県警察個人情報管理委員会の設置、任務、構成、運営その他必要な事項について定めるものとする。

第2 設置

福岡県警察の保有個人情報等（規程第2条第7号に規定する保有個人情報等をいう。以下同じ。）の適切な管理を図るため、警察本部に、福岡県警察個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（令5本部内訓14・本項一部改正）

第3 任務

委員会は、保有個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報等の適切な管理に関する事項を審議することを任務とする。

（令5本部内訓14・本項一部改正）

第4 構成

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長には総務部長を、委員には次に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 総務部総務課長
 - （2） 総務部会計課長

- (3) 警務部警務課長
- (4) 警務部情報管理課長
- (5) 生活安全部生活安全総務課長
- (6) 地域部地域総務課長
- (7) 刑事部刑事総務課長
- (8) 暴力団対策部組織犯罪対策課長
- (9) 交通部交通企画課長
- (10) 警備部公安第一課長
- (11) その他委員長が指名する者

(平21本部内訓47・令4本部内訓8・令5本部内訓14・本項一部改正)

第5 運営

- 1 委員長は、必要の都度委員会を招集し、会務を総理する。
- 2 委員長は、審議事項に応じて、関係のある委員のみを招集し、委員会を開催することができる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、委員会に付する必要があると認める事項があるときは、委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 委員会の事務を補助させるため、委員会に、福岡県警察個人情報管理幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長には総務部総務課長を、幹事には次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部総務課課長補佐（企画担当）
 - (2) 総務部総務課課長補佐（情報公開担当）
 - (3) 総務部会計課課長補佐（予算担当）
 - (4) 警務部警務課課長補佐（総合企画担当）
 - (5) 警務部情報管理課課長補佐（企画担当）
 - (6) 生活安全部生活安全総務課課長補佐（企画担当）
 - (7) 地域部地域総務課課長補佐（企画担当）

- (8) 刑事部刑事総務課課長補佐（企画担当）
 - (9) 暴力団対策部組織犯罪対策課課長補佐（企画担当）
 - (10) 交通部交通企画課課長補佐（企画担当）
 - (11) 警備部公安第一課課長補佐（庶務企画担当）
 - (12) その他幹事長が指名する者
- 4 幹事長は、必要の都度幹事会を招集し、会務を掌理する。
- 5 幹事長は、事務の内容に応じて、関係のある幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 7 幹事長は、幹事会において審議した結果をその都度委員長に報告しなければならない。
- （平18本部内訓12・平21本部内訓47・平28本部内訓4・平28本部内訓13・
令4本部内訓8・令5本部内訓14・本項一部改正）

第7 報告等

委員長は、必要の都度委員会の会議の結果を部長会議に報告し、又は付議しなければならない。

第8 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、総務部総務課情報公開室において処理する。